

# 長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎市消費生活センターからの情報です。

配信日 平成 23 年 1 1 月 9 日

## 高齢者を狙う悪質な訪問販売に注意！！

～「市役所関係の工事をしています」に騙されないで～

事例

Aさんの家に、作業服を着た60歳前後で小柄やせ型の男性が突然訪ねてきた。その男性は、「家に他に若い人はいますか？」とAさんが単身者かどうかを確認した上で、「市役所関係の工事をしており訪問した。この辺りの地図を作成して、若い人に購入してもらおう。そのために床下に湿度計を置かせてほしい。」と言った。

Aさんは不審に思い、勧誘を断った。(80歳代 女性)

### 消費者センターからのアドバイス

- 1 悪質なリフォーム関係の訪問販売と考えられます。
- 2 業者の説明を鵜呑みにしない！（まずは、市役所に問い合わせましょう。）
- 3 業者名・連絡先を確認しましょう。
- 4 訪問販売の場合、書面を受け取った日を含む8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができます。クーリング・オフの通知は書面で行いましょう。
- 5 不審な勧誘があった場合には、その場で契約せず、家族や知人に相談するなど十分に検討しましょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を  
長崎県消費生活センター 095-824-0999  
[相談受付時間] 平日(月曜日～金曜日)...午前9時～午後5時  
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費者センター (095-829-1234)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	島原市消費生活センター (0957-62-9100)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)

他各市町相談窓口